

平成 27 年 7 月 29 日

平成 27 年度独立行政法人北方領土問題対策協会調達等合理化計画

「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について」(平成 27 年 5 月 25 日総務大臣決定)に基づき、独立行政法人北方領土問題対策協会は、事務・事業の特性を踏まえ、PDCA サイクルにより、公正性・透明性を確保しつつ、自律的かつ継続的に調達等の合理化に取り組むため、平成 27 年度独立行政法人北方領土問題対策協会調達等合理化計画を以下のとおり定める。

1. 調達の現状と要因の分析

- (1) 北方領土問題対策協会における平成 26 年度の契約状況は、表 1 のようになっており、契約件数は 19 件、契約金額は 374,689 千円である。また、競争性のある契約は 14 件(73.7%)、230,748 千円(61.6%)、競争性のない契約は 5 件(26.3%)、143,941 千円(38.4%)となっている。

平成 25 年度と比較して、競争性のある契約及び競争性のない契約の件数がそれぞれ 1 件ずつ増えているが、平成 26 年度に実施した羅臼国後展望塔の研修室増築に関するものが要因であり、工事は競争入札(最低価格落札方式)を行ったが、当該工事の監理業務を委嘱した地元自治体の契約のガイドラインに基づき、設計業者と随意契約をしたものである。

表 1 平成 26 年度の北方領土問題対策協会の調達全体像 (単位:件、千円)

	平成 25 年度		平成 26 年度		比較増△減	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額
競争入札等	(76.5%) 13	(59.0%) 220,580	(73.7%) 14	(61.6%) 230,748	(107.7%) 1	(104.6%) 10,168
企画競争・公募	(0%) 0	(0%) 0	(0%) 0	(0%) 0	(0%) 0	(0%) 0
競争性のある契約(小計)	(76.5%) 13	(59.0%) 220,580	(73.7%) 14	(61.6%) 230,748	(107.7%) 1	(104.6%) 10,168
競争性のない随意契約	(23.5%) 4	(41.0%) 153,268	(26.3%) 5	(38.4%) 143,941	(125.0%) 1	(93.9%) △9,327
合計	(100%) 17	(100%) 373,848	(100%) 19	(100%) 374,689	(111.8%) 2	(100.2%) 841

(注 1) 計数は、それぞれ四捨五入しているため、合計において一致しない場合がある。

(注 2) 比較増△減の( )書きは、平成 26 年度の対 25 年度伸率である。

- (2) 北方領土問題対策協会における平成 26 年度の一者応札・応募の状況は、表 2 のようになっており、契約件数は 14 件(100%)、契約金額は 230,748 千円(100%)である。

前年度と同様、一者応札・応募による契約の件数は 0 件であり、「1 者応札、1 者応募にかかる改善方策」に従い、公告期間の長期確保や仕様書の改善などを図った結果であるが、今後も、できるだけ 1 者応札とならないような取り組みを引き続き行うものとする。

表2 平成 26 年度の北方領土問題対策協会の一者応札・応募状況 (単位: 件、千円)

		平成 25 年度	平成 26 年度	比較増△減
2者以上	件数	13(100%)	14(100%)	1(107.69%)
	金額	220,580(100%)	230,748(100%)	10,168(104.61%)
1者以下	件数	0(0%)	0(0%)	0(0%)
	金額	0(0%)	0(0%)	0(0%)
合 計	件数	13(100%)	14(100%)	1(107.69%)
	金額	220,580(100%)	230,748(100%)	10,168(104.61%)

(注 1) 計数は、それぞれ四捨五入しているため、合計において一致しない場合がある。

(注 2) 合計欄は、競争契約(一般競争、指名競争、企画競争、公募)を行った計数である。

(注 3) 比較増△減の( )書きは、平成 26 年度の対 25 年度伸率である。

## 2. 重点的に取り組む分野

上記 1 の現状分析等を含め総合的な検討を行った結果、財務諸表官報公告業務については、状況に即した調達の改善及び事務処理の効率化に努めることとする。

### (1) 財務諸表官報公告業務

独立行政法人通則法によれば、主務大臣の承認を受けた財務諸表は官報へ公告しなければならないことから、従前は該当する全ての書類を公告していたが、平成 27 年 4 月 1 日施行の法改正により附属明細書等は電子公告によることができるとされたため、平成 27 年度においては、新たに①の取組について効果的さらには経済的な観点からその実施を検討し、可能な限り経費の節減にも取り組む。

#### ① 財務諸表の官報公告及び電子公告の実施

## 3. 調達に関するガバナンスの徹底

### (1) 随意契約に関する内部統制の確立

新たに随意契約を締結することとなる案件については、事前に協会内に設置されている随意契約審査委員会において、会計規程における「随意契約によることができる事由」との整合性や、より競争性のある調達手続の実施の可否の観点から審査を受けることとする。

### (2) 不祥事の発生の未然防止・再発防止のための取組

当協会では、会計規程等により、随意契約によることができる要件、一般競争入札における公告期間・公告方法等、予定価格の作成・省略に関する基準について国と同様の基準を定めている。総合評価方式、企画競争については、取扱要領を定めており、公募については、調達の都度要領を定め実施している。

会計事務の処理方法・内容について、事前に内部決裁により十分な審査を行うとともに、監事及び会計監査人から定期的に監査を受けるなど継続的な検証を行っている。

## 4. 自己評価の実施

調達等合理化計画の自己評価については、各事業年度に係る業務の実績等に関する評価の一環として、年度終了後に実施し、自己評価結果を主務大臣に報告し、主務大臣の評価を

受ける。主務大臣による評価結果を踏まえ、その後の調達等合理化計画の改定・策定等に反映させるものとする。

## 5. 推進体制

### (1) 推進体制

本計画に定める各事項を着実に実施するため、理事長を総括責任者とする調達等合理化検討会により調達等合理化に取り組むものとする。

総括責任者 理事長

副総括責任者 事務局長

メンバー 札幌事務所長、総務課長、業務グループ上席専門官、管理グループ上席専門官、融資グループ上席専門官

### (2) 契約監視委員会の活用

監事及び外部有識者によって構成する契約監視委員会は、当計画の策定及び自己評価の際の点検を行うとともに、これに関連して、新規の随意契約、一者応札・応募案件などに該当する個々の契約案件の事後点検を行い、その審議概要を公表する。

## 6. その他

調達等合理化計画及び自己評価結果等については、北方領土問題対策協会のホームページにて公表するものとする。

なお、計画の進捗状況を踏まえ、新たな取組の追加等があった場合には、調達等合理化計画の改定を行うものとする。